様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 ２０２５年３月１９日    　　経済産業大臣　殿  　（ふりがな）かぶしきがいしゃいえろーはっと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社イエローハット  （ふりがな）きむら　あきお  （法人の場合）代表者の氏名　木村　昭夫  住所　〒101-0032  東京都千代田区岩本町１－７－４  法人番号　1010001126172  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の基本方針 | | 公表日 | 2024年　12月　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.yellowhat.jp/corp/dx/>  記載箇所：  ①経営ビジョン：DX推進の基本方針\_トップメッセージ\_当社におけるDXを用いた経営ビジョン  ②ビジネスモデルの方向性：DX推進の基本方針\_トップメッセージ\_DX推進方針及び当社におけるDXを用いた経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | ＜経営ビジョン＞  【カーメンテナンスの新しい価値創造に向けて、DXを推進しリアル店舗を中心とした「クルマの総合メンテナンス企業」を目指す】  ＜ビジネスモデルの方向性＞  常に新しい価値を提供し続けられるようDXを推進し、「お客さまの利便性」や「従業員の生産性」の向上を図り、企業競争力を高めてまいります。  ・お客さまの利便性向上：作業予約や事前決済、作業受付の簡略化など  ・従業員の生産性向上：接客に当たる時間の増加、従業員教育（商品や整備作業に関わる知識向上）など | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①DX推進の基本方針  ②中期経営計画 | | 公表日 | ①2024年　12月　13日  ②2025年　１月　31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.yellowhat.jp/corp/dx/>  記載箇所：DX推進の基本方針\_当社の具体的なDX戦略  ②公表方法：当社ホームぺージに掲載掲載  　公表場所：https://contents.xj-storage.jp/xcontents/98820/d98cdbfe/a8fb/46de/9e6e/6d5be36c6721/140120250130557968.pdf | | 記載内容抜粋 | ①「具体的なDX戦略」  ■お客さまが店舗を利用する際の利便性の向上  WEB作業予約の取扱いメニューの拡充と、お客さまへの告知強化による利用推進により、お客さまの利便性向上と店頭での作業受付の簡略化を実現する。  ■デジタルデバイスを活用した接客及び作業の質の向上  店頭にタブレットなどのポータブルデジタルデバイスを複数設置し、商品説明やお客さまの利用履歴データと連携して作業受付に用いることにより、お客さまと店舗スタッフ双方にとってシームレスでストレスのない接客を実現する。  ■デジタルマーケティングの強化  イエローハット公式スマートフォンアプリの活用による、個々のお客さまへの最適なご提案と店舗利用促進を行う。  ■ECとリアル店舗の連携  ネットで注文、店舗で受け取り出来る「イエローハットオンラインショップ」を開設し、購入から作業予約まで完結する体制づくりによって、モール型ECサイトとの差別化を図る。  ■クラウドを活用した業務生産性の向上と人材育成の強化  クラウド上で情報を一元管理し、リアルタイムでデータを共有することで本部内の業務の生産性を向上させる。また、店舗スタッフの研修動画やマニュアルを掲載した人材育成クラウドツールを活用する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①DX推進の基本方針を取締役会において承認のうえ公表  ②中期経営計画を取締役会において承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社ホームページ掲載の「DX推進の基本方針」  ①記載箇所：DX推進の基本方針\_DX推進体制  記載箇所：DX推進の基本方針\_DX人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①＜DX推進体制＞  「DX推進室」を代表取締役社長管下に新設し、DX推進担当取締役を実務責任者とします。DX推進室では、組織全体からDXに関連するアイデアを集め、DXの推進に適した人材を確保し一貫性と柔軟性を備えたシステムを構築することで、既存サービス、ビジネスモデルの変革を進めてまいります。  ＜DX人材育成＞  当社の人材育成として、すべての従業員に国家資格であるITパスポートの取得を推奨し、取得促進を目的として取得時の一時金支給制度を制定しています。  また、管理部門のみならず、店舗運営関連・商品関連部門も対象として、組織として不足しているスキル・専門性の高度化、社外での学習機会の戦略的提供等のDXリスキリング研修を実施しております。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①弊社ホームページ掲載の「DX推進の基本方針」  記載箇所：DX推進の基本方針\_当社の具体的なDX戦略  ②2025年1月31日公表の「中期経営計画」  記載箇所：資料P21　「設備投資とM&A」にて | | 記載内容抜粋 | ①DXを加速させるため書類や請求書、契約書の電子化による紙媒体の削減を行います。また、データ保存時のルール制定と浸透に努めます。  ②顧客満足度強化に向けたシステム投資40億円　と計画（2025-2027年度累計） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の基本方針 | | 公表日 | 2024年　12月　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.yellowhat.jp/corp/dx/>  記載箇所：DX推進の基本方針\_DX推進の達成状況を計る指標 | | 記載内容抜粋 | WEB作業予約件数　1.6倍  アプリ会員数　2.5倍  イエローハットオンラインショップ売上額　3倍  （すべて2024年度比の2027年度の目標値） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①2024年11月8日  ②2025年1月31日 | | 発信方法 | ①2025年3月期　第2四半期決算説明会資料　Ｐ２４  [contents.xj-storage.jp/xcontents/98820/4cfd6a06/9efd/48c8/95db/e23ce084ff6e/20241108175615493s.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/98820/4cfd6a06/9efd/48c8/95db/e23ce084ff6e/20241108175615493s.pdf)  ②2025年3月期　第3四半期決算補足資料　Ｐ２７  [contents.xj-storage.jp/xcontents/98820/f59c9f30/1b9f/48be/a533/d270e3c4843e/20250131153230511s.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/98820/f59c9f30/1b9f/48be/a533/d270e3c4843e/20250131153230511s.pdf) | | 発信内容 | 当社HPにて資料を公表するとともに決算説明会を行い情報発信しております。なお、決算説明会での説明は代表取締役社長の木村より行っております。  主な説明内容  ・お客様の利便性向上：ＷＥＢ作業予約、ＷＥＢ販売メニューの拡充）  ・タブレットによる作業受付の開始より接客と作業品質の向上を目指す  ・人材育成と業務効率化のためにクラウドツールの活用　など  現在の具体的な取組内容と今後実施予定内容について説明 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃　～　2024年9月頃 | | 実施内容 | IPAの自己診断結果入力サイトより提出済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年　4月頃　～　継続中 | | 実施内容 | ・実施している対策  毎年全社員向けに標的型攻撃メール訓練を実施、外部媒体の利用制限、ウィルス対策ソフトやメールセキュリティシステム及びファイアウォール機器を導入している。  ・プライバシーポリシーの策定及び公表  https://www.yellowhat.jp/privacy/  個人情報の適正な取り扱いを確保するためプライバシーポリシーを策定している。  ・情報セキュリティ方針の策定  連結グループを対象としたセキュリティ方針を策定し社内に案内している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。